○上尾伊奈資源循環組合職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間を定める規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第９号

上尾伊奈資源循環組合職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間を定める規則

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）附則第２０項の規定により読み替えられた同法第５５条の２第３項の公平委員会規則で定める期間は、７年とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。